

平成17年8月25日

## 国立大学法人に係る18年度税制改正に関する要望

社団法人国立大学協会  
会長 相澤益男

平成16年4月に国立大学法人制度がスタートして以来、各大学においては、法人化のメリットをいかし、教育研究活動の更なる活性化や、産学連携・地域連携等の社会貢献活動を積極的に展開し、自主・自律性を発揮しつつ「改革と新生」に取り組んでいます。

国立大学が知の拠点として、その使命をしっかりと果たし、わが国の発展を支えていくためには、国立大学自らの改革への取り組みや、改革を軌道に乗せるための国による支援とともに、民間からの寄附金や企業からの共同研究経費などによる自主財源の充実を促進するための支援措置も必要であると考えます。

そこで、関係各位におかれましては、国立大学の教育研究活動、社会貢献活動の充実と改革推進の重要性に改めてご理解いただき、別添の要望に関して格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 国立大学法人に係る18年度税制改正に関する要望事項

### 個人からの寄附金に係る所得控除限度額の拡大等

- ・ 個人が国立大学を含めた大学に対して寄附を行った場合の寄附金控除について、所得控除限度額（現行：当該年度の総所得金額等の30%に相当する金額）を50%に引き上げること
- ・ 控除除外額（現行：1万円）を廃止または縮小すること

### 特別共同試験研究税額控除制度の特例措置の延長等

- ・ 企業が国立大学を含めた大学や公的研究機関と共同して行う試験研究に係る費用の一定割合を税額控除する特別共同試験研究税額控除制度の控除率の特例措置を延長すること
- ・ 上記制度に係る運用の改善として、民間研究者派遣要件を撤廃するとともに大学側が提出する支出報告書を廃止すること